

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成19年4月25日

【中間会計期間】 第8期中(自 平成18年8月1日 至 平成19年1月31日)

【会社名】 株式会社フラクタリスト

【英訳名】 Fractalist inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 田 中 祐 介

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区恵比寿一丁目21番3号

【電話番号】 050(5524)4150(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 橋 爪 小太郎

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区恵比寿一丁目21番3号

【電話番号】 050(5524)4150(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 橋 爪 小太郎

【縦覧に供する場所】 株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目3番17号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第6期中	第7期中	第8期中	第6期	第7期
会計期間	自 平成16年 8月1日 至 平成17年 1月31日	自 平成17年 8月1日 至 平成18年 1月31日	自 平成18年 8月1日 至 平成19年 1月31日	自 平成16年 8月1日 至 平成17年 7月31日	自 平成17年 8月1日 至 平成18年 7月31日
売上高 (千円)	—	374,967	206,119	425,019	888,268
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	—	25,970	△231,414	26,779	129,521
中間(当期)純利益又は 中間純損失 (△) (千円)	—	7,748	△471,780	15,750	67,568
持分法を適用した場合の 投資利益又は投資損失 (△) (千円)	—	—	△2,256	—	64,681
資本金 (千円)	—	212,350	547,625	202,350	215,375
発行済株式総数 (株)	—	8,686	10,826	7,686	8,921
純資産額 (千円)	—	380,627	635,917	362,879	444,247
総資産額 (千円)	—	623,422	1,244,659	536,065	773,280
1株当たり純資産額 (円)	—	43,820.82	58,739.81	47,213.00	49,797.97
1株当たり中間(当期) 純利益又は中間純損失 (△) (円)	—	1,007.47	△46,868.72	2,680.94	8,215.02
潜在株式調整後 1株当たり中間 (当期)純利益 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	—	61.1	51.1	67.7	57.5
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	77,686	△124,195	△4,810	△25,635
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	△109,439	△93,032	△76,014	△215,204
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	13,090	1,050,633	292,876	88,154
現金及び現金同等物 の中間期末(期末)残高 (千円)	—	242,725	942,107	261,387	108,702
従業員数 〔他、平均臨時雇用者数〕 (名)	—	41 〔28〕	47 〔28〕	28 〔25〕	43 〔36〕

- (注) 1 当社は中間連結財務諸表を作成しておりません。
2 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3 第7期中間期より中間財務諸表を作成しております。
4 第7期までの潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、新株予約権等の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できなかったため記載しておりません。第8期中間期の潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、新株予約権の残高がありますが、当中間会計期間は1株当たり中間純損失を計上しているため、記載しておりません。
5 従業員数の〔外書〕は、臨時従業員(パートタイマー、アルバイト、人材派遣会社からの派遣社員数)の年間平均雇用人員であります。
6 第6期から第7期中間期の持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社の損益等からみて重要性が乏しいため記載しておりません。
7 当社は平成16年12月1日付で普通株式1株につき5株の株式分割を行っております。

2 【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営んでいる事業内容に重要な変更はありません。
主要な関係会社についても、異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当中間会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成19年1月31日現在

従業員数(名)	47 [28]
---------	---------

- (注) 1 従業員数は就業人員であります。
2 従業員数の〔外書〕は、臨時従業員(パートタイマー、アルバイト、人材派遣会社からの派遣社員数)の年間平均雇用人員であります。
3 平均臨時従業員数が前期平均36人より28人と減少しておりますが、これは外注比率を下げ、正社員採用を増加させたためであります。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当中間会計期間におけるわが国経済は、個人消費や設備投資、海外需要ともに緩やかな回復を続け、戦後最長の「いざなぎ景気」の期間を超える景気拡大となりました。今後も、アメリカ経済の減速や原油価格の動向など注視すべきリスクや不安材料は残っているものの、企業収益の本格的な改善や雇用情勢の回復など、当面回復基調に大きな変化はないものと思われま

す。当社を取り巻く環境につきましては、平成18年10月よりスタートした携帯電話のナンバーポータビリティ制度により、キャリア間におけるユーザーの流動化が加速し、また、携帯キャリアにおける検索エンジンの公式メニュー化により非公式サイトが急増する動きなどが見られました。

このような状況の下、当社モバイル事業における開発体制の充実化及び人員体制の強化及びネットワーク機器連携ソリューション「NomadicNode」に関するソフトウェア開発に注力し、平成18年10月11日には名古屋証券取引所セントレックス市場へ上場いたしました。売上高は国内マーケットにおける競争激化により、SI案件の受注が期初の予定を大きく下回ったため、206百万円（前年同期比45.0%減）となりました。また、売上高の減少に伴う外注加工費が77百万円に減少したことによって売上原価は164百万円（前年同期比17.6%減）となり、販売費及び一般管理費については、当中間会計期間末において、給与手当が54百万円と増加したほか、製品開発に伴う研究開発費が63百万円、採用教育費が17百万円と増加したことなどから、244百万円（前年同期比66.0%増）となり、営業損失は202百万円（前年同期は27百万円の営業利益）となりました。

営業外損益は、株式公開関連費用17百万円、株式交付費5百万円を計上したことなどから、営業外費用が29百万円となり、経常損失は231百万円（前年同期は25百万円の経常利益）となりました。また、既存製品の機能追加・補完する派生製品の開発に関わる支出について、その開発が長期化、大規模化する傾向が顕著となり、著しい改良と認められるようになってきたことから、会計基準の適用厳格化等を推し進めた結果、当期首残高に含まれる派生製品開発のための支出相当額について除却することとし、また、商品につきましても販売見込を検討した結果、その可能性が明らかでないことから、全額を損失処理することとしたことなどから、特別損失235百万円（前年同期は9百万円の特別損失）を計上することとなりました。その結果、税引前中間純損失は465百万円（前年同期は16百万円の税引前中間純利益）となり、中間純損失は471百万円（前年同期は7百万円の中間純利益）となりました。

各事業の状況は次のとおりであります。

① モバイル事業

モバイル事業につきましては、技術人員を前事業年度末から3名増加させ、開発体制の強化に努めるとともに、自社開発ソフトウェア「MobileMaster」を活用した携帯電話向けサイト開発案件の受託を積極的に進めましたが、市場の競争が激化したことや採用人員の教育スピードが大きな課題となったことから、SI案件において売上高が期初の予定を大きく下回り、187百万円（前年同期比47.3%減）となりました。

② NomadicNode事業

NomadicNode事業につきましては、IP-Phone、ルータ等への対応ソフトウェアの開発等に注力するとともに、NomadicNodeライセンスの販売を強化してまいりましたが、ライセンス販売、受託開発と

もに売上が伸び悩んだため、売上高は19百万円（前年同期比4.7%減）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、期首残高に比べて833百万円増加し、残高は942百万円となりました。

① 営業活動によるキャッシュ・フロー

営業活動の結果、使用した資金は124百万円（前年同期は77百万円の獲得）となりました。これは、主として売上高が期初の予定を大きく下回ったことに伴って税引前中間純損失を465百万円計上したことによるものであります。

② 投資活動によるキャッシュ・フロー

投資活動の結果、使用した資金は93百万円（前年同期は109百万円の使用）となりました。これは、主として無形固定資産の取得によって60百万円使用したほか、投資有価証券の取得により35百万円使用したことによるものであります。

③ 財務活動によるキャッシュ・フロー

財務活動の結果、獲得した資金は1,050百万円（前年同期は13百万円の獲得）となりました。これは、主として公募株式の発行による収入658百万円があったことによるものであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

事業部門	生産高(千円)	前年同期比(%)
モバイル事業	157,996	79.0
NomadicNode事業	6,954	—
合計	164,951	82.4

- (注) 1 金額は、製造原価によっております。
2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注実績

事業部門	受注高(千円)	前年同期比(%)	受注残高(千円)	前年同期比(%)
モバイル事業	169,998	40.2	62,429	83.7
NomadicNode事業	19,052	95.3	—	—
合計	189,050	42.7	62,429	83.7

- (注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

事業部門	販売高(千円)	前年同期比(%)
モバイル事業	187,067	52.7
NomadicNode事業	19,052	95.3
合計	206,119	55.0

- (注) 1 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	前中間会計期間 (自 平成17年8月1日 至 平成18年1月31日)		当中間会計期間 (自 平成18年8月1日 至 平成19年1月31日)	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
株式会社ファッションウォーカー	128,588	34.3	—	—
株式会社アイデアコミュニケーション	51,424	13.7	—	—
Viacom International Japan株式会社	—	—	45,187	21.9

- (注) 前中間会計期間のViacom International Japan株式会社並びに当中間会計期間の株式会社ファッションウォーカー及び株式会社アイデアコミュニケーションについては、当該割合が100分の10未満のため記載を省略しております。

- 2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3 【対処すべき課題】

当中間会計期間において、新たに発生した事業上及び財務上の対処すべき課題は、次のとおりであります。

(1) マーケットへの迅速な対応

当社がモバイル事業を営んでいるモバイルソリューションマーケットは、公式サイトを中心とした有料コンテンツより、非公式サイトを中心とした広告メディアに移行しており、有料コンテンツに関わる収益性の悪化に対して、広告メディアに関わる収益化の体制づくりは大きな課題であります。

当社としては平成19年3月1日より、マーケットニーズに対応した組織の再編を行い、モバイル事業部をモバイルマスター事業部とソリューション事業部に分割、メディアマーケティング事業部、サービスプランニング事業部を新設しておりますが、今後もマーケットの変化に迅速に対応した体制作りに取り組んでいく必要があります。

(2) 研究開発への投資

今後の事業拡大を図るうえでは、新規事業の立ち上げや、新製品の開発をしていくことの重要性が増大しており、継続的に新規事業及び製品開発への投資を行っていくことは大きな課題であります。

そのためには、投資計画の定期的な見直しを適宜行いながら、新しい分野への投資を積極的に実施していく必要があります。

4 【経営上の重要な契約等】

当中間会計期間において、経営上の重要な契約の締結等を行われておりません。

5 【研究開発活動】

当社は進化の早いモバイル及びネットワーク分野における顧客ニーズに対応するために、最先端の技術をモバイル分野及びネットワーク分野に適用させ、今後の事業の中心となる製品の研究開発を進めております。当中間会計期間におきましては、「モバイルマスター2.0」や「NAT Traversal SDK2.0」を基幹プログラムとする派生製品の研究、企画、開発を行いました。

この結果、当中間会計期間における研究開発費の総額は63百万円となりました。なお、事業部門別の研究開発活動は次のとおりであります。

(1) モバイル事業

MobileMasterにおける販促キャンペーン対応（CMK Lite）、電子商取引対応（eCMK）、動画変換対応（MDK）等、更なる機能強化を進めてまいりました。当事業に係る研究開発費の金額は44百万円であります。

(2) NomadicNode事業

「NomadicNode」技術をもとにして、監視カメラ、ルータ、IP-PBX、IP-Phoneに利用するために組み込むソフトウェアについてそれぞれ開発を行ってまいりました。当事業に係る研究開発費の金額は18百万円であります。

第3 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間会計期間において、モバイル事業部による「モバイルマスター2.0」やNomadicNode事業部による「NAT Traversal SDK2.0」を基幹プログラムとする派生製品について、その開発が長期化、大規模化する傾向が顕著になり、著しい改良と認められるようになってきたことから、会計基準の適用厳格化等を推し進めた結果、当期首残高に含まれる派生製品開発のための支出相当額について除却することといたしました。

その内容は、次のとおりであります。

事業所名 (所在地)	事業部門	設備の内容	除却金額 (千円)	
			ソフトウェア	ソフトウェア 仮勘定
本社 (東京都渋谷区)	モバイル事業	機能強化	69,692	44,418
	NomadicNode事業	ソフトウェア 開発	—	85,115

2 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備計画の変更

当中間会計期間において、前事業年度末に計画していた設備計画は、当中間会計期間より、モバイル事業部による「モバイルマスター2.0」やNomadicNode事業部による「NAT Traversal SDK2.0」を基幹プログラムとする派生製品について、その開発が長期化、大規模化する傾向が顕著になり、著しい改良と認められるようになってきたことから、会計基準の適用厳格化等を推し進め、当期首残高に含まれる派生製品開発のための支出相当額について除却することとし、また、当期における支出額を研究開発費（販売費及び一般管理費）として会計処理することとした結果、第2 事業の状況 5 研究開発活動 に記載することになりました。

(2) 重要な設備の新設等

事業所名 (所在地)	事業部門	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手年月	完了予定 年月
			総額 (千円)	既支払額 (千円)			
本社 (東京都渋谷区)	メディアマーケティング事業	システム開発	30,000	—	自己資金	平成18年 12月	平成19年 4月

(注) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	35,000
計	35,000

② 【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (平成19年1月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成19年4月25日)	上場証券取引所名又は 登録証券業協会名	内容
普通株式	10,826	同左	名古屋証券取引所 (セントレックス 市場)	—
計	10,826	同左	—	—

(注) 「提出日現在発行数」欄には平成19年4月1日以降この半期報告書提出日までの新株予約権の権利行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

(平成16年6月16日臨時株主総会特別決議 平成16年6月16日取締役会決議に基づく発行)

	中間会計期間末現在 (平成19年1月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年3月31日)
新株予約権の数(個)	88 (注) 2	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	440 (注) 1、2、3	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	10,000 (注) 1、4	同左
新株予約権の行使期間	平成18年6月17日から 平成26年6月16日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 10,000 資本組入額 10,000	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 6	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	—	—

- (注) 1 平成16年11月13日開催の取締役会決議に基づき、平成16年12月1日をもって1株を5株に分割する株式分割を行っており、その影響を調整しております。
- 2 本新株予約権は平成16年6月16日開催の臨時株主総会で新株予約権の数の上限を217個、新株予約権の目的となる株式の数の上限を217株として発行の決議を受け、これに基づき平成16年6月16日開催の取締役会において、新株予約権の数192個、新株予約権の目的となる株式の数192株の発行を決議いたしました。
- 3 新株予約権の目的となる株式の数の調整について
当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。なお、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。
調整後対象株式数＝調整前対象株式数×分割・併合の比率
- 4 新株予約権の行使に際して払込をすべき金額の調整について
新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合又は時価を下回る価額による新株の発行若しくは自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く。)、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。
- ① 株式の分割又は併合を行う場合

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- ② 時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

5 新株予約権の行使の条件

- ① 権利行使について、当社又は当社の子会社の取締役若しくは従業員の地位にあることを条件とする。
- ② 新株予約権者が、本新株予約権の行使期間到来後に死亡した場合、その相続人が本新株予約権を相続すること及び新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認められない。
- ③ その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めるところによる。

6 新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。

(平成16年6月16日臨時株主総会特別決議 平成17年6月14日取締役会決議に基づく発行)

	中間会計期間末現在 (平成19年1月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年3月31日)
新株予約権の数(個)	15 (注) 2	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	75 (注) 1、2、3	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	10,000 (注) 1、4	同左
新株予約権の行使期間	平成18年6月17日から 平成26年6月16日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 10,000 資本組入額 10,000	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 6	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	—	—

(注) 1 平成16年11月13日開催の取締役会決議に基づき、平成16年12月1日をもって1株を5株に分割する株式分割を行っており、その影響を調整しております。

2 本新株予約権は平成16年6月16日開催の臨時株主総会で新株予約権の数の上限を217個、新株予約権の目的となる株式の数の上限を217株として発行の決議を受け、これに基づき平成16年6月16日開催の取締役会において、新株予約権の数192個、新株予約権の目的となる株式の数192株の発行を決議し、平成17年6月14日開催の取締役会において、新株予約権の数25個、(注)1の株式分割の影響を調整した新株予約権の目的となる株式の数125株の発行を決議いたしました。この発行により、授権された217個すべてを発行することとなりました。

3 新株予約権の目的となる株式の数の調整について

当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。なお、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後対象株式数} = \text{調整前対象株式数} \times \text{分割} \cdot \text{併合の比率}$$

4 新株予約権の行使に際して払込をすべき金額の調整について

新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合又は時価を下回る価額による新株の発行若しくは自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く。)、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

① 株式の分割又は併合を行う場合

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割} \cdot \text{併合の比率}}$$

② 時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

5 新株予約権の行使の条件

① 権利行使について、当社又は当社の子会社の取締役若しくは従業員の地位にあることを条件とする。

② 新株予約権者が、本新株予約権の行使期間到来後に死亡した場合、その相続人が本新株予約権を相続すること及び新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認められない。

③ その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めるところによる。

6 新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。

(平成17年6月30日臨時株主総会特別決議 平成17年6月30日取締役会決議に基づく発行)

	中間会計期間末現在 (平成19年1月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年3月31日)
新株予約権の数(個)	260 (注) 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 (注) 2	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	260 (注) 1、2、3	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	155,000 (注) 1、4	同左
新株予約権の行使期間	平成19年7月1日から 平成27年6月30日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 155,000 資本組入額 77,500	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 6	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	—	—

(注) 1 本新株予約権は平成17年6月30日開催の臨時株主総会で新株予約権の数の上限を415個、新株予約権の目的となる株式の数の上限を415株として発行の決議を受け、これに基づき平成17年6月30日開催の取締役会において、新株予約権の数336個、新株予約権の目的となる株式の数336株の発行を決議いたしました。

2 当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合は、新株予約権にかかる義務を当該株式交換又は株式移転による完全親会社となる会社に継承させ、本新株予約権の目的となる株式の種類は完全親会社の同種の株式の種類とする。

3 新株予約権の目的となる株式の数の調整について
当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。なお、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後対象株式数} = \text{調整前対象株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合は、目的となる株式の数は株式交換又は株式移転の比率に応じて調整し、調整後の1株未満の端数は切り捨てるものとする。

4 新株予約権の行使に際して払込をすべき金額の調整について
新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合又は時価を下回る価額による新株の発行若しくは自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く。)、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

① 株式の分割又は併合を行う場合

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

② 時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

また、当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合は、権利行使に際して払込をすべき金額は株式交換又は株式移転の比率に応じて調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

5 新株予約権の行使の条件

- ① 権利行使について、当社又は当社の子会社の役職員の地位にあることを条件とする。
- ② 新株予約権者が、本新株予約権の行使期間到来後に死亡した場合、その相続人が本新株予約権を相続すること及び新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認められない。
- ③ その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めるところによる。

6 新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。

(平成17年6月30日臨時株主総会特別決議 平成17年11月28日取締役会決議に基づく発行)

	中間会計期間末現在 (平成19年1月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年3月31日)
新株予約権の数(個)	79 (注) 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 (注) 2	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	79 (注) 1、3	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	155,000 (注) 1、4	同左
新株予約権の行使期間	平成19年7月1日から 平成27年6月30日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 155,000 資本組入額 77,500	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 6	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	—	—

(注) 1 本新株予約権は平成17年6月30日開催の臨時株主総会で新株予約権の数の上限を415個、新株予約権の目的となる株式の数の上限を415株として発行の決議を受け、これに基づき平成17年6月30日開催の取締役会において、新株予約権の数336個、新株予約権の目的となる株式の数336株の発行を決議し、平成17年11月28日開催の取締役会において、新株予約権の数79個、新株予約権の目的となる株式の数79株の発行を決議いたしました。この発行により、授権されていた415個すべてを発行することになりました。

2 当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合は、新株予約権にかかる義務を当該株式交換又は株式移転による完全親会社となる会社に継承させ、本新株予約権の目的となる株式の種類は完全親会社の同種の株式の種類とする。

3 新株予約権の目的となる株式の数の調整について
当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。なお、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後対象株式数} = \text{調整前対象株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合は、目的となる株式の数は株式交換又は株式移転の比率に応じて調整し、調整後の1株未満の端数は切り捨てるものとする。

4 新株予約権の行使に際して払込をすべき金額の調整について
新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合又は時価を下回る価額による新株の発行若しくは自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く。)、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

① 株式の分割又は併合を行う場合

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

② 時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

また、当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合は、権利行使に際して払込をすべき金額は株式交換又は株式移転の比率に応じて調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

5 新株予約権の行使の条件

① 権利行使について、当社又は当社の子会社の役職員の地位にあることを条件とする。

② 新株予約権者が、本新株予約権の行使期間到来後に死亡した場合、その相続人が本新株予約権を相続すること及び新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認められない。

③ その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めるところによる。

6 新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。

(平成17年12月29日臨時株主総会特別決議 平成17年12月29日取締役会決議に基づく発行)

	中間会計期間末現在 (平成19年1月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年3月31日)
新株予約権の数(個)	191 (注) 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 (注) 2	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	191 (注) 1、3	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	155,000 (注) 1、4	同左
新株予約権の行使期間	平成19年12月30日から 平成27年12月29日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 155,000 資本組入額 77,500	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 6	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	—	—

- (注) 1 本新株予約権は平成17年12月29日開催の臨時株主総会で新株予約権の数の上限を300個、新株予約権の目的となる株式の数の上限を300株として発行の決議を受け、これに基づき平成17年12月29日開催の取締役会において、新株予約権の数191個、新株予約権の目的となる株式の数191株の発行を決議いたしました。
- 2 当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合は、新株予約権にかかる義務を当該株式交換又は株式移転による完全親会社となる会社に継承させ、本新株予約権の目的となる株式の種類は完全親会社の同種の株式の種類とする。
- 3 新株予約権の目的となる株式の数の調整について
当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。なお、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。
調整後対象株式数 = 調整前対象株式数 × 分割・併合の比率
また、当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合は、目的となる株式の数は株式交換又は株式移転の比率に応じて調整し、調整後の1株未満の端数は切り捨てるものとする。
- 4 新株予約権の行使に際して払込をすべき金額の調整について
新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合又は時価を下回る価額による新株の発行若しくは自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く。)、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。
- ① 株式の分割又は併合を行う場合
- $$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$
- ② 時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合
- $$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$
- また、当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合は、権利行使に際して払込をすべき金額は株式交換又は株式移転の比率に応じて調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。
- 5 新株予約権の行使の条件
- ① 権利行使について、当社又は当社の子会社の取締役若しくは従業員の地位にあることを条件とする。
- ② 新株予約権者が、本新株予約権の行使期間到来後に死亡した場合、その相続人が本新株予約権を相続すること及び新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認められない。
- ③ その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めるところによる。
- 6 新株予約権の譲渡に関する事項
新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。

(平成17年12月29日臨時株主総会特別決議 平成18年5月29日取締役会決議に基づく発行)

	中間会計期間末現在 (平成19年1月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年3月31日)
新株予約権の数(個)	109 (注) 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 (注) 2	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	109 (注) 1、3	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	155,000 (注) 1、4	同左
新株予約権の行使期間	平成19年12月30日から 平成27年12月29日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 155,000 資本組入額 77,500	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 6	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	—	—

(注) 1 本新株予約権は平成17年12月29日開催の臨時株主総会で新株予約権の数の上限を300個、新株予約権の目的となる株式の数の上限を300株として発行の決議を受け、これに基づき平成18年5月29日開催の取締役会において、新株予約権の数109個、新株予約権の目的となる株式の数109株の発行を決議いたしました。この発行により、授権されていた300個すべてを発行することになりました。

2 当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合は、新株予約権にかかる義務を当該株式交換又は株式移転による完全親会社となる会社に継承させ、本新株予約権の目的となる株式の種類は完全親会社の同種の株式の種類とする。

3 新株予約権の目的となる株式の数の調整について

当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。なお、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後対象株式数 = 調整前対象株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合は、目的となる株式の数は株式交換又は株式移転の比率に応じて調整し、調整後の1株未満の端数は切り捨てるものとする。

4 新株予約権の行使に際して払込をすべき金額の調整について

新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合又は時価を下回る価額による新株の発行若しくは自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く。)、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

① 株式の分割又は併合を行う場合

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

② 時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

また、当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合は、権利行使に際して払込をすべき金額は株式交換又は株式移転の比率に応じて調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

5 新株予約権の行使の条件

① 権利行使について、当社又は当社の子会社の取締役若しくは従業員の地位にあることを条件とする。

② 新株予約権者が、本新株予約権の行使期間到来後に死亡した場合、その相続人が本新株予約権を相続すること及び新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認められない。

③ その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めるところによる。

6 新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。

(平成18年3月13日臨時株主総会特別決議 平成18年3月16日取締役会決議に基づく発行)

	中間会計期間末現在 (平成19年1月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年3月31日)
新株予約権の数(個)	10 (注) 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 (注) 2	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	10 (注) 1、3	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	155,000 (注) 1、4	同左
新株予約権の行使期間	平成20年3月14日から 平成28年3月13日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 155,000 資本組入額 77,500	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 6	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	—	—

(注) 1 本新株予約権は平成18年3月13日開催の臨時株主総会で新株予約権の数の上限を20個、新株予約権の目的となる株式の数の上限を20株として発行の決議を受け、これに基づき平成18年3月16日開催の取締役会において、新株予約権の数10個、新株予約権の目的となる株式の数10株の発行を決議いたしました。

2 当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合は、新株予約権にかかる義務を当該株式交換又は株式移転による完全親会社となる会社に継承させ、本新株予約権の目的となる株式の種類は完全親会社の同種の株式の種類とする。

3 新株予約権の目的となる株式の数の調整について
当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。なお、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後対象株式数} = \text{調整前対象株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合は、目的となる株式の数は株式交換又は株式移転の比率に応じて調整し、調整後の1株未満の端数は切り捨てるものとする。

4 新株予約権の行使に際して払込をすべき金額の調整について
新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合又は時価を下回る価額による新株の発行若しくは自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く。)、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

① 株式の分割又は併合を行う場合

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

② 時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

また、当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合は、権利行使に際して払込をすべき金額は株式交換又は株式移転の比率に応じて調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

5 新株予約権の行使の条件

- ① 権利行使について、当社又は当社の子会社の役職員の地位にあることを条件とする。
- ② 新株予約権者が、本新株予約権の行使期間到来後に死亡した場合、その相続人が本新株予約権を相続すること及び新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認められない。
- ③ その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めるところによる。

6 新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。

(平成18年3月13日臨時株主総会特別決議 平成18年5月29日取締役会決議に基づく発行)

	中間会計期間末現在 (平成19年1月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年3月31日)
新株予約権の数(個)	10 (注) 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 (注) 2	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	10 (注) 1、3	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	155,000 (注) 1、4	同左
新株予約権の行使期間	平成20年3月14日から 平成28年3月13日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 155,000 資本組入額 77,500	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 6	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	—	—

(注) 1 本新株予約権は平成18年3月13日開催の臨時株主総会で新株予約権の数の上限を20個、新株予約権の目的となる株式の数の上限を20株として発行の決議を受け、これに基づき平成18年5月29日開催の取締役会において、新株予約権の数10個、新株予約権の目的となる株式の数10株の発行を決議いたしました。この発行により、授権されていた20個すべてを発行することになりました。

2 当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合は、新株予約権にかかる義務を当該株式交換又は株式移転による完全親会社となる会社に継承させ、本新株予約権の目的となる株式の種類は完全親会社の同種の株式の種類とする。

3 新株予約権の目的となる株式の数の調整について
当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。なお、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後対象株式数} = \text{調整前対象株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合は、目的となる株式の数は株式交換又は株式移転の比率に応じて調整し、調整後の1株未満の端数は切り捨てるものとする。

4 新株予約権の行使に際して払込をすべき金額の調整について

新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合又は時価を下回る価額による新株の発行若しくは自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く。)、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

① 株式の分割又は併合を行う場合

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

② 時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

また、当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合は、権利行使に際して払込をすべき金額は株式交換又は株式移転の比率に応じて調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

5 新株予約権の行使の条件

① 権利行使について、当社又は当社の子会社の役職員の地位にあることを条件とする。

② 新株予約権者が、本新株予約権の行使期間到来後に死亡した場合、その相続人が本新株予約権を相続すること及び新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認められない。

③ その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めるところによる。

6 新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成18年10月10日 (注) 1	1,800	10,721	331,200	546,575	331,200	476,275
平成18年8月1日～ 平成19年1月31日 (注) 2	105	10,826	1,050	547,625	—	476,275

(注) 1 有償一般募集(ブックビルディング方式)

発行価格	400,000円	引受価額	368,000円	払込金総額	662,400千円
発行価額	297,500円	資本組入額	184,000円		

2 新株予約権の行使による増加であります。

(5) 【大株主の状況】

平成19年1月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
田中 祐介	東京都港区	3,474	32.09
ウッドランド株式会社	大阪府大阪市中央区今橋1丁目6-19	450	4.16
久野 和雄	大阪府大阪市住吉区	380	3.51
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社	東京都港区浜松町2丁目11-3	377	3.48
田中 伸夫	東京都世田谷区	374	3.45
三菱商事株式会社	東京都千代田区丸の内2丁目3-1	333	3.08
伊藤 幸司	東京都港区	329	3.04
株式会社ソフトクリエイト	東京都渋谷区渋谷2丁目22-3	322	2.98
投資事業組合オリックス9号	東京都港区浜松町2丁目4-1	258	2.38
東京投資育成4号投資事業有限 責任組合	東京都渋谷区渋谷3丁目29-22	258	2.38
計	—	6,555	60.55

(注) 上記日本マスタートラスト信託銀行株式会社の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、377株であります。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成19年1月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 10,826	10,826	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	10,826	—	—
総株主の議決権	—	10,826	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成18年8月	9月	10月	11月	12月	平成19年1月
最高(円)	—	—	505,000	422,000	373,000	300,000
最低(円)	—	—	282,000	310,000	291,000	248,000

(注) 株価は、名古屋証券取引所セントレックス市場におけるものであります。

なお、当社株式は、平成18年10月11日から名古屋証券取引所セントレックス市場に上場されておりますので、それ以前については該当ありません。

3 【役員の様況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当半期報告書提出日までの役員の様動は、次のとおりであります。

(1) 新任役員

該当事項はありません。

(2) 退任役員

役名	職名	氏名	退任年月日
監査役	—	大澤 昭人	平成19年1月31日

(3) 役職の様動

新役名及び職名	旧役名及び職名	氏名	異動年月日
取締役	取締役 経営管理部長	橋爪 小太郎	平成19年3月1日

第5 【経理の状況】

1 中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前中間会計期間(平成17年8月1日から平成18年1月31日まで)は改正前の中間財務諸表等規則に基づき、当中間会計期間(平成18年8月1日から平成19年1月31日まで)は改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前中間会計期間(平成17年8月1日から平成18年1月31日まで)及び当中間会計期間(平成18年8月1日から平成19年1月31日まで)の中間財務諸表について、あずさ監査法人により中間監査を受けております。

なお、前中間会計期間に係る中間監査報告書は、平成18年9月6日に提出した有価証券届出書に添付されたものを利用しております。

3 中間連結財務諸表について

当社には子会社がありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年1月31日)		当中間会計期間末 (平成19年1月31日)		前事業年度 要約貸借対照表 (平成18年7月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(資産の部)							
I 流動資産							
1 現金及び預金		242,725		942,107		108,702	
2 売掛金		114,448		41,571		251,552	
3 たな卸資産		13,114		10,007		51,920	
4 その他	※2	14,982		26,856		24,623	
貸倒引当金		△731		△276		△1,436	
流動資産合計		384,539	61.7	1,020,267	82.0	435,362	56.3
II 固定資産							
1 有形固定資産	※1	7,221		3,389		6,401	
2 無形固定資産							
(1) ソフトウェア		60,535		38,484		50,133	
(2) ソフトウェア 仮勘定		68,984		42,800		184,297	
(3) その他		22,514		18,681		19,117	
無形固定資産合計		152,035		99,966		253,548	
3 投資その他の資産							
(1) 関係会社株式		50,424		50,424		50,424	
(2) その他		29,200		70,611		27,544	
投資その他の資産 合計		79,625		121,036		77,968	
固定資産合計		238,882	38.3	224,392	18.0	337,918	43.7
資産合計		623,422	100.0	1,244,659	100.0	773,280	100.0

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年1月31日)		当中間会計期間末 (平成19年1月31日)		前事業年度 要約貸借対照表 (平成18年7月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(負債の部)							
I 流動負債							
1 買掛金		40,188		13,477		49,440	
2 一年内返済予定の 長期借入金		37,502		107,600		69,812	
3 前受金		51,324		730		2,205	
4 その他	※2	39,999		18,534		93,713	
流動負債合計		169,013	27.1	140,342	11.3	215,170	27.8
II 固定負債							
1 長期借入金		73,781		468,400		113,862	
固定負債合計		73,781	11.8	468,400	37.6	113,862	14.7
負債合計		242,794	38.9	608,742	48.9	329,032	42.5
(資本の部)							
I 資本金		212,350	34.1	—	—	—	—
II 資本剰余金							
1 資本準備金		144,300		—		—	
資本剰余金合計		144,300	23.1	—	—	—	—
III 利益剰余金							
1 中間未処分利益		23,977		—		—	
利益剰余金合計		23,977	3.9	—	—	—	—
資本合計		380,627	61.1	—	—	—	—
負債及び資本合計		623,422	100.0	—	—	—	—

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年1月31日)		当中間会計期間末 (平成19年1月31日)		前事業年度 要約貸借対照表 (平成18年7月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(純資産の部)							
I 株主資本							
1 資本金		—	—	547,625	44.0	215,375	27.9
2 資本剰余金							
(1) 資本準備金		—	—	476,275	—	145,075	—
資本剰余金合計		—	—	476,275	38.3	145,075	18.8
3 利益剰余金							
(1) その他利益剰余金							
繰越利益剰余金		—	—	△387,982	—	83,797	—
利益剰余金合計		—	—	△387,982	△31.2	83,797	10.8
株主資本合計		—	—	635,917	51.1	444,247	57.5
純資産合計		—	—	635,917	51.1	444,247	57.5
負債及び純資産合計		—	—	1,244,659	100.0	773,280	100.0

② 【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成17年 8月 1日 至 平成18年 1月31日)		当中間会計期間 (自 平成18年 8月 1日 至 平成19年 1月31日)		前事業年度 要約損益計算書 (自 平成17年 8月 1日 至 平成18年 7月31日)				
		金額(千円)	百分比 (%)	金額(千円)	百分比 (%)	金額(千円)	百分比 (%)			
I 売上高			374,967	100.0		206,119	100.0		888,268	100.0
II 売上原価			200,103	53.4		164,951	80.0		419,552	47.2
売上総利益			174,863	46.6		41,168	20.0		468,715	52.8
III 販売費及び一般管理費			147,015	39.2		244,023	118.4		330,541	37.2
営業利益又は 営業損失(△)			27,848	7.4		△202,855	△98.4		138,173	15.6
IV 営業外収益			6	0.0		550	0.3		2,813	0.3
V 営業外費用	※1		1,884	0.5		29,110	14.2		11,465	1.3
経常利益又は 経常損失(△)			25,970	6.9		△231,414	△112.3		129,521	14.6
VI 特別利益	※2		—	—		1,159	0.6		—	—
VII 特別損失	※3		9,015	2.4		235,273	114.2		9,150	1.0
税引前中間(当期) 純利益又は税引前 中間純損失(△)			16,954	4.5		△465,527	△225.9		120,370	13.6
法人税、住民税 及び事業税		8,083			1,145			55,502		
法人税等調整額		1,123	9,206	2.4	5,107	6,252	3.0	△2,701	52,801	6.0
中間(当期)純利益 又は中間純損失(△)			7,748	2.1		△471,780	△228.9		67,568	7.6
前期繰越利益			16,229			—			—	
中間未処分利益			23,977			—			—	

③ 【中間株主資本等変動計算書】

当中間会計期間(自 平成18年 8 月 1 日 至 平成19年 1 月31日)

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計
平成18年 7 月31日 残高(千円)	215,375	145,075	145,075
中間会計期間中の変動額			
新株の発行	332,250	331,200	331,200
中間純損失			
中間会計期間中の変動額合計(千円)	332,250	331,200	331,200
平成19年 1 月31日 残高(千円)	547,625	476,275	476,275

	株主資本			純資産合計
	利益剰余金		株主資本合計	
	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
	繰越利益剰余金			
平成18年 7 月31日 残高(千円)	83,797	83,797	444,247	444,247
中間会計期間中の変動額				
新株の発行			663,450	663,450
中間純損失	△471,780	△471,780	△471,780	△471,780
中間会計期間中の変動額合計(千円)	△471,780	△471,780	191,669	191,669
平成19年 1 月31日 残高(千円)	△387,982	△387,982	635,917	635,917

前事業年度(自 平成17年 8 月 1 日 至 平成18年 7 月31日)

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計
平成17年 7 月31日 残高(千円)	202,350	144,300	144,300
事業年度中の変動額			
新株の発行	13,025	775	775
当期純利益			
事業年度中の変動額合計(千円)	13,025	775	775
平成18年 7 月31日 残高(千円)	215,375	145,075	145,075

	株主資本			純資産合計
	利益剰余金		株主資本合計	
	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
	繰越利益剰余金			
平成17年 7 月31日 残高(千円)	16,229	16,229	362,879	362,879
事業年度中の変動額				
新株の発行			13,800	13,800
当期純利益	67,568	67,568	67,568	67,568
事業年度中の変動額合計(千円)	67,568	67,568	81,368	81,368
平成18年 7 月31日 残高(千円)	83,797	83,797	444,247	444,247

④ 【中間キャッシュ・フロー計算書】

		前中間会計期間 (自 平成17年8月1日 至 平成18年1月31日)	当中間会計期間 (自 平成18年8月1日 至 平成19年1月31日)	前事業年度 (自 平成17年8月1日 至 平成18年7月31日)
区分	注記 番号	金額(千円)	金額(千円)	金額(千円)
I 営業活動による キャッシュ・フロー				
1 税引前中間(当期)純利益 (△は純損失)		16,954	△465,527	120,370
2 減価償却費		7,681	12,293	20,983
3 営業権償却		3,186	—	6,372
4 のれん償却		—	3,186	—
5 貸倒引当金の増減額(△は減少)		64	△1,159	769
6 受取利息及び受取配当金		0	△11	△1
7 支払利息		1,385	2,767	2,402
8 新株発行費		459	—	1,586
9 株式交付費		—	5,142	—
10 本社移転費用		9,015	—	9,150
11 ソフトウェア除却損		—	199,227	—
12 売上債権の増減額(△は増加)		△5,997	209,980	△143,101
13 たな卸資産の増減額(△は増加)		△11,681	41,912	△50,487
14 仕入債務の増減額(△は減少)		1,477	△35,963	10,730
15 未払金の増減額(△は減少)		11,094	△12,174	△253
16 前受金の増減額(△は減少)		50,379	△1,474	1,260
17 その他		1,260	△20,811	1,875
小計		85,281	△62,613	△18,342
18 利息及び配当金の受取額		0	11	1
19 利息の支払額		△1,385	△4,319	△2,601
20 本社移転費用の支払額		△4,191	—	△4,326
21 法人税等の支払額		△2,017	△57,274	△365
営業活動による キャッシュ・フロー		77,686	△124,195	△25,635
II 投資活動による キャッシュ・フロー				
1 有形固定資産の取得による支出		△5,641	—	△6,194
2 有形固定資産の売却による収入		—	2,571	—
3 無形固定資産の取得による支出		△76,540	△60,603	△181,751
4 敷金保証金の差入による支出		△27,258	—	△27,258
5 投資有価証券の取得による支出		—	△35,000	—
投資活動による キャッシュ・フロー		△109,439	△93,032	△215,204
III 財務活動による キャッシュ・フロー				
1 長期借入れによる収入		50,000	650,000	190,000
2 長期借入金の返済による支出		△46,450	△257,674	△114,059
3 株式の発行による収入		9,540	658,307	12,213
財務活動による キャッシュ・フロー		13,090	1,050,633	88,154
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額		—	—	—
V 現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)		△18,662	833,405	△152,685
VI 現金及び現金同等物の期首残高		261,387	108,702	261,387
VII 現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高	※	242,725	942,107	108,702

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

<p>前中間会計期間 (自 平成17年 8月 1日 至 平成18年 1月31日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成18年 8月 1日 至 平成19年 1月31日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成17年 8月 1日 至 平成18年 7月31日)</p>
<p>1 資産の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 有価証券</p> <p>①関連会社株式 移動平均法による原価法によ っております。</p> <p>(2) たな卸資産</p> <p>①仕掛品 個別法による原価法によっ ております。</p> <p>②貯蔵品 最終仕入原価法によっており ます。</p> <p>2 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産 定率法によっております。 なお、主な耐用年数は以下の とおりであります。 工具器具及び備品 2～4年</p> <p>ただし、取得価額10万円以上 20万円未満の少額減価償却資産 については、3年間均等償却に よっております。</p> <p>(2) 無形固定資産</p> <p>①市場販売目的のソフトウェア 見込販売数量に基づく償却額 と残存有効期間(3年以内)に基 づく均等配分額とを比較し、い ずれか大きい額を償却する方 法によっております。</p> <p>②自社利用のソフトウェア 社内における見込利用可能期 間(5年)に基づく定額法によ っております。</p> <p>③営業権 5年均等償却を行っております。</p> <p>(3) 長期前払費用 均等償却によっております。</p>	<p>1 資産の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 有価証券</p> <p>①関連会社株式 同左</p> <p>②その他有価証券 時価のないもの 移動平均法による原価法によ っております。</p> <p>(2) たな卸資産</p> <p>①仕掛品 同左</p> <p>②貯蔵品 同左</p> <p>2 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産 同左 なお、主な耐用年数は以下の とおりであります。 建物 10年</p> <p>同左</p> <p>(2) 無形固定資産</p> <p>①市場販売目的のソフトウェア 同左</p> <p>②自社利用のソフトウェア 同左</p> <p>③のれん 同左</p> <p>(3) 長期前払費用 同左</p>	<p>1 資産の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 有価証券</p> <p>①関連会社株式 同左</p> <p>(2) たな卸資産</p> <p>①商品 先入先出法による原価法によ っております。</p> <p>②仕掛品 同左</p> <p>③貯蔵品 同左</p> <p>2 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産 同左 なお、主な耐用年数は以下の とおりであります。 建物 10年 工具器具及び備品 2～4年 同左</p> <p>(2) 無形固定資産</p> <p>①市場販売目的のソフトウェア 同左</p> <p>②自社利用のソフトウェア 同左</p> <p>③営業権 同左</p> <p>(3) 長期前払費用 同左</p>

前中間会計期間 (自 平成17年 8月 1日 至 平成18年 1月31日)	当中間会計期間 (自 平成18年 8月 1日 至 平成19年 1月31日)	前事業年度 (自 平成17年 8月 1日 至 平成18年 7月31日)
<p>3 引当金の計上基準 貸倒引当金 売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>4 リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>5 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 中間キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。</p> <p>6 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。</p>	<p>3 引当金の計上基準 貸倒引当金 同左</p> <p>4 リース取引の処理方法 同左</p> <p>5 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 同左</p> <p>6 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理 同左</p>	<p>3 引当金の計上基準 貸倒引当金 同左</p> <p>4 リース取引の処理方法 同左</p> <p>5 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。</p> <p>6 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理 同左</p>

会計処理の変更

前中間会計期間 (自 平成17年 8月 1日 至 平成18年 1月31日)	当中間会計期間 (自 平成18年 8月 1日 至 平成19年 1月31日)	前事業年度 (自 平成17年 8月 1日 至 平成18年 7月31日)
<p>(固定資産の減損に係る会計基準) 当中間会計期間から「固定資産の減損に係る会計基準」(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年 8月 9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 6号 平成15年10月31日)を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。</p>	<p>—————</p>	<p>(固定資産の減損に係る会計基準) 当事業年度から「固定資産の減損に係る会計基準」(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年 8月 9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成15年10月31日 企業会計基準適用指針第6号)を適用しております。 これによる損益に与える影響はありません。</p> <p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等) 当事業年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。 これによる損益に与える影響はありません。</p> <p>従来「資本の部」の合計に相当する金額は444,247千円であります。</p> <p>なお、財務諸表等規則の改正により、当事業年度における貸借対照表の「純資産の部」については、改正後の財務諸表等規則により作成しております。</p> <p>(自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準等の一部改正) 当事業年度から、改正後の「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準委員会最終改正平成17年12月27日 企業会計基準第1号)及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会最終改正平成17年12月27日 企業会計基準適用指針第2号)を適用しております。 これによる損益に与える影響はありません。</p>

前中間会計期間 (自 平成17年 8月 1日 至 平成18年 1月31日)	当中間会計期間 (自 平成18年 8月 1日 至 平成19年 1月31日)	前事業年度 (自 平成17年 8月 1日 至 平成18年 7月31日)
	<p>(繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い)</p> <p>当中間会計期間から「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会 平成18年 8月11日 実務対応報告第19号)を適用しております。</p> <p>前事業年度において営業外費用として掲記されていた「新株発行費」は、当中間会計期間より「株式交付費」として処理する方法に変更しております。</p> <p>これによる損益に与える影響はありません。</p>	

追加情報

前中間会計期間 (自 平成17年 8月 1日 至 平成18年 1月31日)	当中間会計期間 (自 平成18年 8月 1日 至 平成19年 1月31日)	前事業年度 (自 平成17年 8月 1日 至 平成18年 7月31日)
	<p>(ソフトウェア除却損について)</p> <p>当中間会計期間より、モバイル事業部による「モバイルマスター2.0」やNomadicNode事業部による「NAT Traversal SDK2.0」を基幹プログラムとする派生製品について、その開発が長期化、大規模化する傾向が顕著になり、著しい改良と認められるようになってきたことから、会計基準の適用厳格化等を推し進めた結果、当期首残高に含まれる派生製品開発のための支出相当額について除却することといたしました。</p> <p>なお、特別損失に当該損失が199,227千円含まれております。</p>	

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成18年1月31日)	当中間会計期間末 (平成19年1月31日)	前事業年度末 (平成18年7月31日)
※1 有形固定資産の減価償却累計額 4,841千円	※1 有形固定資産の減価償却累計額 990千円	※1 有形固定資産の減価償却累計額 5,965千円
※2 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債のその他に含めて表示しております。	※2 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動資産のその他に含めて表示しております。	※2 _____

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成17年8月1日 至 平成18年1月31日)	当中間会計期間 (自 平成18年8月1日 至 平成19年1月31日)	前事業年度 (自 平成17年8月1日 至 平成18年7月31日)
※1 営業外費用のうち主要なもの 支払利息 1,385千円	※1 営業外費用のうち主要なもの 株式公開関連費用 17,410千円 株式交付費 5,142千円 支払手数料 3,655千円 支払利息 2,767千円	※1 営業外費用のうち主要なもの 支払手数料 7,464千円 支払利息 2,402千円 新株発行費 1,586千円
※2 _____	※2 特別利益のうち主要なもの 貸倒引当金 1,159千円 戻入益	※2 _____
※3 特別損失のうち主要なもの 本社移転費用 9,015千円	※3 特別損失のうち主要なもの ソフトウェア除却損 199,227千円 商品評価損 36,000千円 工具器具及び備品除却損 46千円	※3 特別損失のうち主要なもの 本社移転費用 9,150千円
4 減価償却実施額 有形固定資産 903千円 無形固定資産 6,777千円	4 減価償却実施額 有形固定資産 394千円 無形固定資産 11,898千円	4 減価償却実施額 有形固定資産 2,265千円 無形固定資産 18,718千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間(自 平成18年 8月 1日 至 平成19年 1月 31日)

発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当中間会計期間末
発行済株式				
普通株式(株)	8,921	1,905	—	10,826

(変動事由の概要)

普通株式の増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

公募株式の発行による増加 1,800 株

新株予約権の行使による増加 105 株

前事業年度(自 平成17年 8月 1日 至 平成18年 7月 31日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
発行済株式				
普通株式(株)	7,686	1,235	—	8,921

(注) 普通株式の当期増加株式数1,235株は、新株予約権の権利行使による新株発行1,235株であります。

2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
			前事業年度末	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
提出会社	平成16年6月16日付与の新株予約権A種(注1)	普通株式	545	—	25	520	—
	平成16年6月16日付与の新株予約権B種(注2)	普通株式	1,460	—	1,460	—	—
	平成17年6月14日付与の新株予約権(注3)	普通株式	125	—	25	100	—
	平成17年6月30日付与の新株予約権(注4)	普通株式	336	—	76	260	—
	平成17年11月28日付与の新株予約権(注5)	普通株式	—	79	—	79	—
	平成17年12月29日付与の新株予約権A種(注6)	普通株式	—	191	—	191	—
	平成17年12月29日付与の新株予約権B種(注7)	普通株式	—	10	10	—	—
	平成18年5月29日付与の新株予約権(注8)	普通株式	—	109	—	109	—
	平成18年3月16日付与の新株予約権(注9)	普通株式	—	10	—	10	—
	平成18年5月29日付与の新株予約権(注9)	普通株式	—	10	—	10	—
合計			2,466	409	1,596	1,279	—

- (注) 1 平成16年6月16日付与の新株予約権A種の当事業年度減少は、新株予約権の消去によるものであります。
- 2 平成16年6月16日付与の新株予約権B種の当事業年度減少1,460株のうち、1,225株は新株予約権の行使によるものであり、235株は新株予約権の消去によるものであります。
- 3 平成17年6月14日付与の新株予約権の当事業年度減少は、新株予約権の消去によるものであります。
- 4 平成17年6月30日付与の新株予約権の当事業年度減少は、新株予約権の消去によるものであります。
- 5 平成17年11月28日付与の新株予約権の当事業年度増加は、新株予約権の発行によるものであります。
- 6 平成17年12月29日付与の新株予約権A種の当事業年度増加は、新株予約権の発行によるものであります。
- 7 平成17年12月29日付与の新株予約権B種の当事業年度増加は、新株予約権の発行によるものであり、当事業年度減少は新株予約権の行使によるものであります。
- 8 平成18年5月29日付与の新株予約権の当事業年度増加は、新株予約権の発行によるものであります。
- 9 平成18年3月16日付与の新株予約権の当事業年度増加は、新株予約権の発行によるものであります。
- 10 平成18年5月29日付与の新株予約権の当事業年度増加は、新株予約権の発行によるものであります。

3 配当に関する事項

当社は配当を行っておりませんので、該当事項はありません。

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成17年8月1日 至 平成18年1月31日)	当中間会計期間 (自 平成18年8月1日 至 平成19年1月31日)	前事業年度 (自 平成17年8月1日 至 平成18年7月31日)
※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係
現金及び預金 242,725千円 現金及び現金同等物 242,725千円	現金及び預金 942,107千円 現金及び現金同等物 942,107千円	現金及び預金 108,702千円 現金及び現金同等物 108,702千円

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成17年8月1日 至 平成18年1月31日)	当中間会計期間 (自 平成18年8月1日 至 平成19年1月31日)	前事業年度 (自 平成17年8月1日 至 平成18年7月31日)																								
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借主側)	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借主側)	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借主側)																								
① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額	① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額	① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (千円)</th> <th>減価償却累計額 (千円)</th> <th>中間期末残高相当額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工具器具及び備品</td> <td>13,504</td> <td>2,749</td> <td>10,755</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額 (千円)	中間期末残高相当額 (千円)	工具器具及び備品	13,504	2,749	10,755	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (千円)</th> <th>減価償却累計額 (千円)</th> <th>中間期末残高相当額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工具器具及び備品</td> <td>28,619</td> <td>5,349</td> <td>23,270</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額 (千円)	中間期末残高相当額 (千円)	工具器具及び備品	28,619	5,349	23,270	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (千円)</th> <th>減価償却累計額 (千円)</th> <th>期末残高相当額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工具器具及び備品</td> <td>7,004</td> <td>1,934</td> <td>5,070</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額 (千円)	期末残高相当額 (千円)	工具器具及び備品	7,004	1,934	5,070
	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額 (千円)	中間期末残高相当額 (千円)																							
工具器具及び備品	13,504	2,749	10,755																							
	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額 (千円)	中間期末残高相当額 (千円)																							
工具器具及び備品	28,619	5,349	23,270																							
	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額 (千円)	期末残高相当額 (千円)																							
工具器具及び備品	7,004	1,934	5,070																							
② 未経過リース料中間期末残高相当額	② 未経過リース料中間期末残高相当額	② 未経過リース料期末残高相当額																								
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年以内</td> <td>4,130千円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>7,252千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>11,382千円</td> </tr> </tbody> </table>	1年以内	4,130千円	1年超	7,252千円	合計	11,382千円	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年以内</td> <td>9,025千円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>15,092千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>24,117千円</td> </tr> </tbody> </table>	1年以内	9,025千円	1年超	15,092千円	合計	24,117千円	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年以内</td> <td>959千円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>720千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,679千円</td> </tr> </tbody> </table>	1年以内	959千円	1年超	720千円	合計	1,679千円						
1年以内	4,130千円																									
1年超	7,252千円																									
合計	11,382千円																									
1年以内	9,025千円																									
1年超	15,092千円																									
合計	24,117千円																									
1年以内	959千円																									
1年超	720千円																									
合計	1,679千円																									
③ 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額	③ 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額	③ 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額																								
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>1,963千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>1,720千円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>358千円</td> </tr> </tbody> </table>	支払リース料	1,963千円	減価償却費相当額	1,720千円	支払利息相当額	358千円	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>4,604千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>4,122千円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>597千円</td> </tr> </tbody> </table>	支払リース料	4,604千円	減価償却費相当額	4,122千円	支払利息相当額	597千円	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>4,349千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>3,794千円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>717千円</td> </tr> </tbody> </table>	支払リース料	4,349千円	減価償却費相当額	3,794千円	支払利息相当額	717千円						
支払リース料	1,963千円																									
減価償却費相当額	1,720千円																									
支払利息相当額	358千円																									
支払リース料	4,604千円																									
減価償却費相当額	4,122千円																									
支払利息相当額	597千円																									
支払リース料	4,349千円																									
減価償却費相当額	3,794千円																									
支払利息相当額	717千円																									
④ 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	④ 減価償却費相当額の算定方法 同左	④ 減価償却費相当額の算定方法 同左																								
⑤ 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。	⑤ 利息相当額の算定方法 同左	⑤ 利息相当額の算定方法 同左																								

(有価証券関係)

前中間会計期間末(平成18年1月31日)

時価評価されていない主な有価証券

区分	中間貸借対照表計上額(千円)
子会社株式及び関連会社株式	
関連会社株式	50,424

当中間会計期間末(平成19年1月31日)

時価評価されていない主な有価証券

区分	中間貸借対照表計上額(千円)
子会社株式及び関連会社株式	
関連会社株式	50,424
その他有価証券	
非上場株式	35,000

前事業年度末(平成18年7月31日)

時価評価されていない主な有価証券

区分	貸借対照表計上額(千円)
子会社株式及び関連会社株式	
関連会社株式	50,424

(デリバティブ取引関係)

前中間会計期間末(平成18年1月31日)

当社はデリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

当中間会計期間末(平成19年1月31日)

当社はデリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

前事業年度末(平成18年7月31日)

当社はデリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

[次へ](#)

(ストック・オプション等関係)

当中間会計期間(自 平成18年8月1日 至 平成19年1月31日)

該当事項はありません。

前事業年度(自 平成17年8月1日 至 平成18年7月31日)

1 スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

決議年月日	平成16年6月16日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 2名 当社の従業員 9名
株式の種類及び付与数	普通株式 520株(注)1、2、3
付与日	平成16年6月16日
権利確定条件	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社又は当社の子会社の取締役若しくは従業員の地位にあることを要す。
対象勤務期間	定めておりません。
権利行使期間	平成18年6月17日から平成26年6月16日まで

- (注) 1 平成16年11月13日開催の取締役会決議に基づき、平成16年12月1日をもって1株を5株に分割する株式分割を行っており、その影響を調整しております。
- 2 本新株予約権は平成16年6月16日開催の臨時株主総会で新株予約権の数の上限を217個、新株予約権の目的となる株式の数の上限を217株として発行の決議を受け、これに基づき平成16年6月16日開催の取締役会において、新株予約権の数192個、新株予約権の目的となる株式の数192株の発行を決議いたしました。
- なお、退職等の理由により権利を放棄した者の目的となる株式の数を減じております。
- 3 株式数に換算して記載しております。

決議年月日	平成16年6月16日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 1名 当社の従業員 6名
株式の種類及び付与数	普通株式 100株(注)1、2、3
付与日	平成17年6月14日
権利確定条件	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社又は当社の子会社の取締役若しくは従業員の地位にあることを要す。
対象勤務期間	定めておりません。
権利行使期間	平成18年6月17日から平成26年6月16日まで

- (注) 1 平成16年11月13日開催の取締役会決議に基づき、平成16年12月1日をもって1株を5株に分割する株式分割を行っており、その影響を調整しております。
- 2 本新株予約権は平成16年6月16日開催の臨時株主総会で新株予約権の数の上限を217個、新株予約権の目的となる株式の数の上限を217株として発行の決議を受け、これに基づき平成17年6月14日開催の取締役会において、新株予約権の数25個、(注)1の株式分割の影響を調整した新株予約権の目的となる株式の数125株の発行を決議いたしました。
- この発行により、授権された217個すべてを発行することとなりました。
- なお、退職等の理由により権利を放棄した者の目的となる株式の数を減じております。
- 3 株式数に換算して記載しております。

決議年月日	平成17年6月30日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 1名 当社の監査役 2名 当社の従業員 9名
株式の種類及び付与数	普通株式 260株(注)1、2

付与日	平成17年6月30日
権利確定条件	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社又は当社の子会社の役職員の地位にあることを要す。
対象勤務期間	定めておりません。
権利行使期間	平成19年7月1日から平成27年6月30日まで

- (注) 1 本新株予約権は平成17年6月30日開催の臨時株主総会で新株予約権の数の上限を415個、新株予約権の目的となる株式の数の上限を415株として発行の決議を受け、これに基づき平成17年6月30日開催の取締役会において、新株予約権の数336個、新株予約権の目的となる株式の数336株の発行を決議いたしました。
- なお、退職等の理由により権利を放棄した者の目的となる株式の数を減じております。
- 2 株式数に換算して記載しております。

決議年月日	平成17年6月30日
付与対象者の区分及び人数	当社の従業員 3名
株式の種類及び付与数	普通株式 79株 (注) 1、2
付与日	平成17年11月28日
権利確定条件	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社又は当社の子会社の役職員の地位にあることを要す。
対象勤務期間	定めておりません。
権利行使期間	平成19年7月1日から平成27年6月30日まで

- (注) 1 本新株予約権は平成17年6月30日開催の臨時株主総会で新株予約権の数の上限を415個、新株予約権の目的となる株式の数の上限を415株として発行の決議を受け、これに基づき平成17年11月28日開催の取締役会において、新株予約権の数79個、新株予約権の目的となる株式の数79株の発行を決議いたしました。
- この発行により、授権された415個すべてを発行することとなりました。
- 2 株式数に換算して記載しております。

決議年月日	平成17年12月29日
付与対象者の区分及び人数	当社の従業員 3名
株式の種類及び付与数	普通株式 191株 (注) 1、2
付与日	平成17年12月29日
権利確定条件	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社又は当社の子会社の取締役若しくは従業員の地位にあることを要す。
対象勤務期間	定めておりません。
権利行使期間	平成19年12月30日から平成27年12月29日まで

- (注) 1 本新株予約権は平成17年12月29日開催の臨時株主総会で新株予約権の数の上限を300個、新株予約権の目的となる株式の数の上限を300株として発行の決議を受け、これに基づき平成17年12月29日開催の取締役会において、新株予約権の数191個、新株予約権の目的となる株式の数191株の発行を決議いたしました。
- 2 株式数に換算して記載しております。

決議年月日	平成17年12月29日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 1名 当社の従業員 15名
株式の種類及び付与数	普通株式 109株 (注) 1、2
付与日	平成18年5月29日
	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、

権利確定条件	当社又は当社の子会社の取締役若しくは従業員の地位にあることを要す。
対象勤務期間	定めておりません。
権利行使期間	平成19年12月30日から平成27年12月29日まで

- (注) 1 本新株予約権は平成17年12月29日開催の臨時株主総会で新株予約権の数の上限を300個、新株予約権の目的となる株式の数の上限を300株として発行の決議を受け、これに基づき平成17年12月29日開催の取締役会において、新株予約権の数109個、新株予約権の目的となる株式の数109株の発行を決議いたしました。この発行により、授権されていた300個すべてを発行することになりました。
- 2 株式数に換算して記載しております。

決議年月日	平成18年3月13日
付与対象者の区分及び人数	当社の監査役 1名
株式の種類及び付与数	普通株式 10株 (注) 1、2
付与日	平成18年3月16日
権利確定条件	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社又は当社の子会社の役職員の地位にあることを要す。
対象勤務期間	定めておりません。
権利行使期間	平成20年3月14日から平成28年3月13日まで

- (注) 1 本新株予約権は平成18年3月13日開催の臨時株主総会で新株予約権の数の上限を20個、新株予約権の目的となる株式の数の上限を20株として発行の決議を受け、これに基づき平成18年3月16日開催の取締役会において、新株予約権の数10個、新株予約権の目的となる株式の数10株の発行を決議いたしました。
- 2 株式数に換算して記載しております。

決議年月日	平成18年3月13日
付与対象者の区分及び人数	当社の従業員 3名
株式の種類及び付与数	普通株式 10株 (注) 1、2
付与日	平成18年5月29日
権利確定条件	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社又は当社の子会社の役職員の地位にあることを要す。
対象勤務期間	定めておりません。
権利行使期間	平成20年3月14日から平成28年3月13日まで

- (注) 1 本新株予約権は平成18年3月13日開催の臨時株主総会で新株予約権の数の上限を20個、新株予約権の目的となる株式の数の上限を20株として発行の決議を受け、これに基づき平成18年5月29日開催の取締役会において、新株予約権の数10個、新株予約権の目的となる株式の数10株の発行を決議いたしました。この発行により、授権されていた20個すべてを発行することになりました。
- 2 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度末において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

決議年月日	平成16年6月16日
権利確定前	
前事業年度末(株)	545
付与(株)	—
失効(株)	25
権利確定(株)	520
未確定残(株)	—
権利確定後	
前事業年度末(株)	—
権利確定(株)	520
権利行使(株)	—
失効(株)	—
未行使残(株)	520

決議年月日	平成16年6月16日
権利確定前	
前事業年度末(株)	125
付与(株)	—
失効(株)	25
権利確定(株)	100
未確定残(株)	—
権利確定後	
前事業年度末(株)	—
権利確定(株)	100
権利行使(株)	—
失効(株)	—
未行使残(株)	100

決議年月日	平成17年6月30日
権利確定前	
前事業年度末(株)	336
付与(株)	—
失効(株)	76
権利確定(株)	—
未確定残(株)	260
権利確定後	
前事業年度末(株)	—
権利確定(株)	—
権利行使(株)	—

失効(株)	—
未行使残(株)	—

決議年月日	平成17年6月30日
権利確定前	
前事業年度末(株)	—
付与(株)	79
失効(株)	—
権利確定(株)	—
未確定残(株)	79
権利確定後	
前事業年度末(株)	—
権利確定(株)	—
権利行使(株)	—
失効(株)	—
未行使残(株)	—

決議年月日	平成17年12月29日
権利確定前	
前事業年度末(株)	—
付与(株)	191
失効(株)	—
権利確定(株)	—
未確定残(株)	191
権利確定後	
前事業年度末(株)	—
権利確定(株)	—
権利行使(株)	—
失効(株)	—
未行使残(株)	—

決議年月日	平成17年12月29日
権利確定前	
前事業年度末(株)	—
付与(株)	109
失効(株)	—
権利確定(株)	—
未確定残(株)	109
権利確定後	
前事業年度末(株)	—
権利確定(株)	—
権利行使(株)	—

失効(株)	—
未行使残(株)	—

決議年月日	平成18年3月13日
権利確定前	
前事業年度末(株)	—
付与(株)	10
失効(株)	—
権利確定(株)	—
未確定残(株)	10
権利確定後	
前事業年度末(株)	—
権利確定(株)	—
権利行使(株)	—
失効(株)	—
未行使残(株)	—

決議年月日	平成18年3月13日
権利確定前	
前事業年度末(株)	—
付与(株)	10
失効(株)	—
権利確定(株)	—
未確定残(株)	10
権利確定後	
前事業年度末(株)	—
権利確定(株)	—
権利行使(株)	—
失効(株)	—
未行使残(株)	—

② 単価情報

決議年月日	平成16年6月16日
権利行使価格(円)	10,000(注)
行使時平均株価(円)	—

(注) 平成16年11月13日開催の取締役会決議に基づき、平成16年12月1日をもって1株を5株に分割する株式分割を行っており、その影響を調整しております。

決議年月日	平成17年6月30日
権利行使価格(円)	155,000
行使時平均株価(円)	—

決議年月日	平成17年12月29日
-------	-------------

権利行使価格(円)	155,000
行使時平均株価(円)	—

決議年月日	平成18年3月13日
権利行使価格(円)	155,000
行使時平均株価(円)	—

[前へ](#)

[次へ](#)

(持分法損益等)

前中間会計期間(自 平成17年8月1日 至 平成18年1月31日)

重要性の乏しい関連会社であるため、記載を省略しております。

当中間会計期間(自 平成18年8月1日 至 平成19年1月31日)

関連会社に対する投資の金額 50,424千円

持分法を適用した場合の投資の金額 112,849千円

持分法を適用した場合の投資損失の金額 2,256千円

前事業年度(自 平成17年8月1日 至 平成18年7月31日)

関連会社に対する投資の金額 50,424千円

持分法を適用した場合の投資の金額 115,106千円

持分法を適用した場合の投資利益の金額 64,681千円

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

[前へ](#)

[次へ](#)

(1株当たり情報)

前中間会計期間 (自 平成17年8月1日 至 平成18年1月31日)	当中間会計期間 (自 平成18年8月1日 至 平成19年1月31日)	前事業年度 (自 平成17年8月1日 至 平成18年7月31日)
1株当たり純資産額 43,820.82円	1株当たり純資産額 58,739.81円	1株当たり純資産額 49,797.97円
1株当たり中間純利益 1,007.47円	1株当たり中間純損失 46,868.72円	1株当たり当期純利益 8,215.02円
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、新株予約権の残高がありますが、当中間会計期間は1株当たり中間純損失を計上しているため、記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。

(注) 算定上の基礎

1 1株当たり純資産額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

項目	前中間会計期間末 (平成18年1月31日)	当中間会計期間末 (平成19年1月31日)	前事業年度末 (平成18年7月31日)
純資産の部の合計額(千円)	—	635,917	—
純資産の部の合計額から 控除する金額(千円)	—	—	—
普通株式に係る純資産額 (千円)	—	635,917	—
1株当たり純資産額の算定 に用いられた普通株式の数 (株)	—	10,826	—

2 1株当たり中間(当期)純利益又は中間純損失の算定上の基礎は以下のとおりであります。

項目	前中間会計期間 (自 平成17年8月1日 至 平成18年1月31日)	当中間会計期間 (自 平成18年8月1日 至 平成19年1月31日)	前事業年度 (自 平成17年8月1日 至 平成18年7月31日)
1株当たり中間(当期)純利益 又は中間純損失(△)(円)			
中間(当期)純利益又は 中間純損失(△)(千円)	7,748	△471,780	67,568
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—	—	—
普通株式に係る中間(当期) 純利益又は中間純損失(△) (千円)	7,748	△471,780	67,568
普通株式の期中平均株式数 (株)	7,691	10,066	8,225
希薄化効果を有しないため、 潜在株式調整後1株当たり中 間(当期)純利益の算定に含 まれない潜在株式の概要	新株予約権5種類(新 株予約権の目的となる 株式の数1,523株)。	新株予約権4種類(新 株予約権の目的となる 株式の数1,174株)。	新株予約権4種類(新 株予約権の目的となる 株式の数1,279株)。

(重要な後発事象)

<p>前中間会計期間 (自 平成17年8月1日 至 平成18年1月31日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成18年8月1日 至 平成19年1月31日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成17年8月1日 至 平成18年7月31日)</p>
	<p>株式取得による子会社化</p> <p>1 当社は、平成19年3月29日開催の取締役会において株式会社オフネーションの第三者割当増資を引き受け、同社を子会社化することを決議いたしました。</p> <p>株式取得に関する概要は、次のとおりであります。</p> <p>(1)子会社化の目的</p> <p>株式会社オフネーションは、老若男女を問わず参加できるスポーツとして人気の高まっているフットサルに注目し、実際のスポーツとSNSを連携させる、新しいライフスタイル提案型WEBサービスを提供するために設立された企業であります。</p> <p>当社としては、株式会社オフネーションの第三者割当増資を引き受け、当社グループに迎え入れることで自社グループのメディアとして、ユーザー視点での開発及び新しい視点での製品開発に貢献し多様化する顧客ニーズに対応する当社グループの体制強化に寄与するものと考えているためであります。</p> <p>(2)子会社化する会社の概要</p> <p>名称 株式会社オフネーション 事業内容 SNSサイト構築・運営 その他付随する業務 資本金 4,260万円 (本報告書提出日現在)</p> <p>(3)株式取得の時期 平成19年3月30日</p> <p>(4)第三者割当増資引受の概要</p> <p>取得する株式の数 1,600株 取得価額 8,000万円 取得後の持分比率 94.0%</p> <p>(5)支払資金の調達及び支払方法 自己資金</p> <p>2 当社は、平成19年4月3日開催の取締役会において株式会社時尚電腦隊の第三者割当増資を引き受け、同社を子会社化することを決議いたしました。</p> <p>株式取得に関する概要は、次のとおりであります。</p> <p>(1)子会社化の目的</p> <p>株式会社時尚電腦隊は、富裕層が拡大する中国市場にて携帯電話及びPCによる通信販売事業(コマ</p>	<p>新株の発行 (公募増資)</p> <p>当社株式は、平成18年10月11日に株式会社名古屋証券取引所セントレックス市場へ上場いたしました。上場に当たり、平成18年9月6日及び平成18年9月19日開催の当社取締役会において、下記のとおり新株式の発行を決議し、平成18年10月10日に払込が完了いたしました。</p> <p>この結果、平成18年10月10日付で資本金は546,575千円、発行済株式総数は10,721株となっております。</p> <p>1 募集方法 一般募集 (ブックビルディング方式による募集)</p> <p>2 発行する株式の種類及び数 普通株式 1,800株</p> <p>3 発行価格 1株につき 400,000円 一般募集はこの価格にて行いました。</p> <p>4 引受価格 1株につき 368,000円 この価額は当社が引受人より1株当たりの新株式払込金として受取った金額であります。</p> <p>なお、発行価格と引受価額との差額総額は、引受人の手取金となります。</p> <p>5 発行価格 1株につき 297,500円 (資本組入額 184,000円)</p> <p>6 発行価格の総額 535,500千円</p> <p>7 払込金額の総額 662,400千円</p> <p>8 資本組入額の総額 331,200千円</p> <p>9 払込期日 平成18年10月10日</p> <p>10 配当起算日 平成18年8月1日</p> <p>11 資金の使途 製品開発、借入金返済への充当及び運転資金等</p>

ース事業)を提供するために設立された企業であります。

当社としては、株式会社時尚電腦隊の第三者割当増資を引き受け当社グループに迎え入れることで拡大する中国市場における事業展開を図っていきたいと考えているためであります。

(2) 子会社化する会社の概要

名称	株式会社時尚電腦隊
事業内容	モバイルコマース事業 ・中国市場調査等
資本金	3,625万円 (本報告書提出日現在)

(3) 株式取得の時期

平成19年4月6日

(4) 第三者割当増資引受の概要

取得する株式の数	1,200株
取得価額	6,000万円
取得後の持分比率	83.0%

(5) 支払資金の調達及び支払方法

自己資金

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- | | | |
|-------------------------|---|--|
| (1) 有価証券届出書
及びその添付書類 | (有償一般募集増資(ブックビルディング方式による募集)) | 平成18年9月6日
関東財務局長に提出。 |
| (2) 有価証券届出書の
訂正届出書 | 上記(1)に係る訂正届出書であります。 | 平成18年9月20日及び
平成18年9月29日
関東財務局長に提出。 |
| (3) 有価証券報告書
及びその添付書類 | 事業年度 自 平成17年8月1日
(第7期) 至 平成18年7月31日 | 平成18年10月30日
関東財務局長に提出。 |
| (4) 臨時報告書 | 企業内容等の開示に関する内閣府令第
19条第2項第3号(特定子会社の異
動)の規定に基づくもの | 平成19年3月30日
関東財務局長に提出。 |
| | 企業内容等の開示に関する内閣府令第
19条第2項第3号(特定子会社の異
動)の規定に基づくもの | 平成19年4月4日
関東財務局長に提出。 |

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年9月5日

株式会社フラクタリスト

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 宮 直 仁 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 柏 寄 周 弘 ㊞

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社フラクタリストの平成17年8月1日から平成18年7月31日までの第7期事業年度の中間会計期間(平成17年8月1日から平成18年1月31日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社フラクタリストの平成18年1月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間(平成17年8月1日から平成18年1月31日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券届出書提出会社が別途保管している。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年 4月24日

株式会社フラクタリスト

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 柏 寄 周 弘 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 宮 直 仁 ㊞

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社フラクタリストの平成18年8月1日から平成19年7月31日までの第8期事業年度の中間会計期間(平成18年8月1日から平成19年1月31日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社フラクタリストの平成19年1月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間(平成18年8月1日から平成19年1月31日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別途保管している。